

○業務管理官に関する訓令

平成15年3月27日

警察本部訓令第11号

警察本部長

業務管理官に関する訓令を次のように定める。

業務管理官に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、監察実施部門と業務主管部門との連携を強化することにより、業務上の問題点を把握するとともにその改善を図り、もって県民の警察に対する信頼を獲得し、警察の責務を全うすることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務管理官 総務部総務課取調べ監督室長、同部情報管理課情報セキュリティ対策室長、同部留置管理課指導官（留置管理指導）、生活安全部生活安全総務課生活安全指導室長、地域部地域総務課地域指導室長、刑事部刑事総務課刑事指導室長、交通交通指導課指導官（交通指導）、同部交通捜査課指導官（企画・事故捜査）及び警備部公安第一課調査官（公安）をいう。
- (2) 監察実施部門 警務部監察官室及び方面本部をいう。
- (3) 業務主管部門 業務管理官を置く所属をいう。
- (4) 業務指導 警察業務の適正化及び効率化を図ることを目的に実施する各種指導をいう。

一部改正〔平成17年第11号、18年第51号、19年第30号、20年第10号、21年第10号、22年第29号、24年第8号、30年第8号〕

(業務管理官の任務)

第3条 業務管理官は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 監察実施部門との連携による効果的で、かつ、効率的な業務指導の推進に関すること。
- (2) 業務上の不適正事案が発生した場合における再発防止対策に関すること。

(3) 埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）
第2条第2号に規定する職務執行苦情に対する改善に関すること。

(4) 警察署からの業務改善、業務主管部門が発出する通達等に対する要望、意見の把握
とそれに関する対策の実施等の業務の適正化に係る事項に関すること。

一部改正〔平成15年第50号、25年第27号〕

（情報の共有）

第4条 業務主管部門の長は、監察実施部門の長に対し、業務指導を実施する上で必要な情報の提供を求めることができる。

2 監察実施部門の長は、業務主管部門の長に対し、業務指導を実施する上で必要な情報の提供を求めることができる。

（会議の開催）

第5条 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）は、第3条各号に掲げる任務を遂行するため、方面本部副本部長及び業務管理官並びに監察官室長が指名する者の出席を求め、業務管理官会議（以下「会議」という。）を開催しなければならない。

2 方面本部長は、第3条各号に掲げる事務の遂行上必要がある場合は、監察官室長に対して、随時、会議の開催を求めることができる。

一部改正〔平成18年第51号〕

（庶務）

第6条 業務管理官に関する事務は、警務部監察官室において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月22日 警察本部訓令第50号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日 警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日 警察本部訓令第51号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日 警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月3日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。